

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当たる翌日)
が休日には、
当たる翌日

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例

(鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部改正)

第一条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十一月鳥取県令第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条ノ十七を第二十五条ノ十八とし、第二十五条ノ十六を第二十五条ノ十七とし、第二十五条ノ十五を第二十五条ノ十六とし、第二十五条ノ十四の次に次の一条を加える。

第二十五条ノ十五 第三条ノ二ニ規定スル県吏員等ニ準ズベキ者(以下

「準教育職員」ト謂フ)ヲ退職シタル後ニ於テ第三条第九号又ハ第十号ニ掲グル県吏員等(事務職員又ハ技術職員デ吏員ニ相当スルモノヲ

除ク以下「教育職員」ト謂フ)トナリタル者ノ中當該準教育職員ヲ入營、組織ノ改廢其ノ他其ノ者ノ事情ニ因ラズシテ引続キ勤務スルコトヲ困難トシタル理由ニ因リ退職シタル者及教育職員トナル為準教育職員ヲ退職シタル者ノ退職年金ノ基礎トナルベキ教育職員トシテノ在職年ノ計算ニ付テハ準教育職員ノ在職年月數ヲ加ヘタルモノニ依ル

第二十五条ノ四第三項乃至第五項ノ規定ハ前項ノ規定ノ適用ニ依リ給スベキ退職年金又ハ遺族年金ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ同条第三項中「モノノ中昭和三十六年九月三十日以前ニ退職シ若クハ死亡シタル者又ハ其ノ遺族ハ同年十月一日ヨリ」トアルハ「モノ又ハ其ノ遺族ハ昭和五十年八月一日ヨリ」ト同条第五項中「昭和三十六年十月」トアルハ「昭和五十年八月」ト読替ヘル

第二十五条ノ四第六項ノ規定ハ教育職員トシテノ在職年ニ基キ退職一

鳥取県知事 平林鴻三

昭和五十一年三月十九日

鳥取県条例第一号

条 例

目 次

◆条 例
　　鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例等の一部を改正する条例

条 例

条 例

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

第二十五条ノ四第三項乃至第五項ノ規定ハ前項ノ規定ノ適用ニ依リ給スベキ退職年金又ハ遺族年金ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ同条第三項中「モノノ中昭和三十六年九月三十日以前ニ退職シ若クハ死亡シタル者又ハ其ノ遺族ハ同年十月一日ヨリ」トアルハ「モノ又ハ其ノ遺族ハ昭和五十年八月一日ヨリ」ト同条第五項中「昭和三十六年十月」トアルハ「昭和五十年八月」ト読替ヘル

時金又ハ遺族一時金ヲ受ケタル者ガアリタル場合ニ於ケル前二項ノ規定ニ依リ給スベキ退職年金又ハ遺族年金ノ年額ニ付之ヲ準用ス

(恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例の一部改正)

第二条

恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例(昭和四十一年十月鳥取県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 退職年金を受ける権利を取得した者が再び県吏員等となつた場合における当該退職年金又はこれに基づく遺族年金に関する前項の規定の適用については、同項の表の実在職年の年数は、当該退職年金又は遺族年金の基礎在職年に算入されている実在職年に再び県吏員等となつた後の実在職年を加えた年数とする。

第三条中「改定は」の下に「、同条第二項に係るものを除き」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

(鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例(昭和五十年三月鳥取県条例第四号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「昭和四十九年九月分」を「昭和五十年八月分」に、「

二十七万八千六百四十円」を「三十三万九千六百円」に改める。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第一条から第三条までの規定による改正後の鳥取県吏員等退職年金及

退職一時金ニ関スル条例、恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例及び鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例の規定は、昭和五十年八月一日から適用する。

昭和五十一年三月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二号

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十一年三月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二号

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

在職期間との通算に関する条例等の一部を改正する条例

(恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部改正)

第一条 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例(昭和三十二年七月鳥取県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「(教育職員としての在職期間に引き続く準教育職員としての在職期間を含む。)」を削り、同条に次の一項を加える。

4 前項に規定するもののほか、退職年金の算定の基礎となるべき在職期間については、他の都道府県又は市町村の準教育職員を退職した後において教育職員となつた者のうち、他の都道府県又は市町村の準教育職員を入営、組織の改廃その他その者的事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者及び教育職員となるため他の都道府県又は市町村の準教育職員を退職した者の当該他の都道府県又は市町村の準教育職員としての在職期間を教育職員としての在職期間に通算する。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

(恩給並びに他の都道府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 恩給並びに他の都道府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十四年十月鳥取県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第十条第三項中「七十歳」を「六十五歳」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「七十歳」を「六十五歳」に、「第三項」を「次項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を削る。

附 則

(施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例(以下「改正後の通算条例」という。)第五条第四項並びに第二条の規定による改正後の恩給並びに他の都道府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例(以下「改正後の三十四年改正条例」という。)附則第十条第三項及び第四項の規定は、昭和五十年八月分以後の月分の退職年金又は遺族年金について適用する。

(準公務員期間の算入に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正前の恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の規定により、公務員としての在職期間を通算されるべき者のうち昭和三十一年九月一日以後退職した職員で、その者の公務員としての在職期間の計算につき恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。)附則第四十四条の二及び改正後の通算条例第五条第一項の規定を適用することによってその者の在職期間が十七年に達することとなるもの又はその遺族は、昭和五十年八月一日から退職年金又は遺族年金を受ける権利又は資格を取得する。

2 前項の規定は、法律第百五十五号附則第二十四条の四第二項各号に掲げる者に相当する者については、適用しない。

3 前二項の規定により退職年金又は遺族年金を受ける権利を取得した者の退職年金又は遺族年金の支給は、昭和五十年八月分から始めるものと

する。ただし、職員を退職した時（退職したものとみなされた時を含む。）に当該退職年金を受ける権利を取得したものとしたならば、恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例以外の法令により当該退職年金を受ける権利が消滅すべきであつた者又はその遺族については、当該退職年金又はこれに基づく遺族年金の支給は、行わないものとする。

4 前三項の規定により新たに退職年金又は遺族年金の支給を受けることとなる者が職員に係る一時恩給、退職一時金又は遺族一時金を受けた者である場合においては、当該退職年金又は遺族年金の年金額は、退職年金については当該一時恩給、退職一時金又は遺族一時金の額（その者が二以上のこれらの中のものを受けたときはその合算額とし、既に国庫又は地方公共団体（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）による廃止前の町村職員恩給組合法（昭和二十七年法律第百十六号）第二条の町村職員恩給組合から受けたものについては、当該町村職員恩給組合の権利義務を承継した地方公務員等共済組合法第三条第一項第六号の規定に基づく市町村職員共済組合）に返還された額があるときはその額を控除した額とする。）の十五分の一に相当する額を、遺族年金についてはこれらの額の三十分の一に相当する額を、それぞれの年額から控除した額とする。

5 第一項に規定する職員であつた者又はその遺族で昭和五十年七月三十日において現に法律第百五十五号附則第四十四条の二及び改正後の通算条例第五条第一項の規定の適用を受けることなくして計算された公務員としての在職期間を基礎とする退職年金又は遺族年金を受けているも

のについては、同年八月分から、これらの規定を適用してその年額を改定する。

（加算年を基礎とする退職年金等の年額の改定）

第三条 昭和五十年七月三十一日において現に支給されている年金で、第二条の規定による改正前の恩給並びに他の都道府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例附則第十条の規定により計算された退職年金又は遺族年金であるものについては、昭和五十年八月分以後、その年額を、改正後の三十四年改正条例附則第十条の規定によつて算出して得た年額に改定する。

恩給の年額の昭和五十年改定に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十一年三月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三号

恩給の年額の昭和五十年改定に関する条例の一部を改正する条例

例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「恩給」を「退職年金及び遺族年金」に改める。

第二条を第三条とし、第一条の次に次の二条を加える。

(通算退職年金の年額の改定)

第二条 県吏員等に給する通算退職年金については、昭和五十年八月分以後、その年額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る退職一時金の基礎となつた在職年の月数を乗じて得た額に改定する。

一 三十三万九千六百円

二 通算退職年金の仮定給料（当該通算退職年金の年額の計算の基礎となつてゐる給料月額に十二を乗じて得た額を基礎として、当該通算退職年金を退職年金とみなして第一条の規定によりその年額を改定するものとした場合にその改定年額の計算の基礎となるべき給料年額を求める、その給料年額を十二で除して得た額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

2 前項の場合において、その者に係る第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超えるときは、同項の通算退職年金については、同項の規定にかかるらず、昭和五十年八月分以降、その額を、第一号に掲げる金額を第二号に掲げる金額で除して得た割合（その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十）を同項の規定の例により算定した額に乗じて得た額に改定する。

一 前項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料に在職年の年数を乗じて得た金額

二 前項第一号に掲げる金額を二十四万円として同項の規定を適用した場合における通算退職年金の額に、退職の日における年齢に応じ鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例別表第二に定める率を乗じて得た額

3

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例第十八条ノ三第五項の規定に該当する通算退職年金については、同項の合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前二項の規定の例により算定した額の合算額をもつてこれらの規定に定める通算退職年金の額とする。

附 則

1 この条例は公布の日から施行し、改正後の恩給の年額の昭和五十年改定に関する条例の規定は昭和五十年八月一日から適用する。

2 昭和五十年七月分以前の月分の通算退職年金の給付については、なお従前の例による。